

社会福祉施設

要配慮者利用施設にかかる避難計画・避難訓練等の規定①

要配慮者利用施設については、
各法令等において避難計画の策定や避難訓練の実施が規定されている

(例) 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)における規定

老人福祉法及び省令における規定

- 【老人福祉法(抜粋)】
 - (施設の基準)
 - 第十七条 都道府県は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。
 - 2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 一 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数
 - 二 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積
 - 三 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であつて、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - 四 養護老人ホームの入所定員
 - 3 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。
- 【特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(抜粋)】厚生省令
 - (非常災害対策)
 - 第八条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
 - 2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

老人福祉法第17条第1項の規定に基づき定める県条例及び規則における規定(静岡県の例)

- **【静岡県 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(抜粋)】**
- (設備及び運営に関する基準)
- 第4条 前条に定めるもののほか、老人福祉法第17条第1項に規定する特別養護老人ホームの設備及び運営の基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、前条に規定する基本方針を踏まえたものとしなければならない。

- **【静岡県 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(抜粋)】**
- (非常災害対策)
- 第7条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連絡体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
- 2 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて第1項に規定する計画を作成しなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、職員を防災に関する研修に参加させる等職員の防災教育に努めなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、非常災害に備え、食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

介護保険法及び省令における規定

- **【介護保険法(抜粋)】**
- (指定介護老人福祉施設の基準)
- 第八十七条 指定介護老人福祉施設の開設者は、次条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定介護福祉施設サービスを提供するとともに、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定介護福祉施設サービスを受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。
- 2 (略)
- 第八十八条 指定介護老人福祉施設は、都道府県の条例で定める員数の介護支援専門員その他の指定介護福祉施設サービスに従事する従業者を有しなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。
- 3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。
- 一 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数
- 二 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積
- 三 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 4～6 (略)
- **【指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(抜粋)】厚生省令**
- (非常災害対策)
- 第二十六条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

介護保険法第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき定める県条例及び規則における規定（静岡県の例）

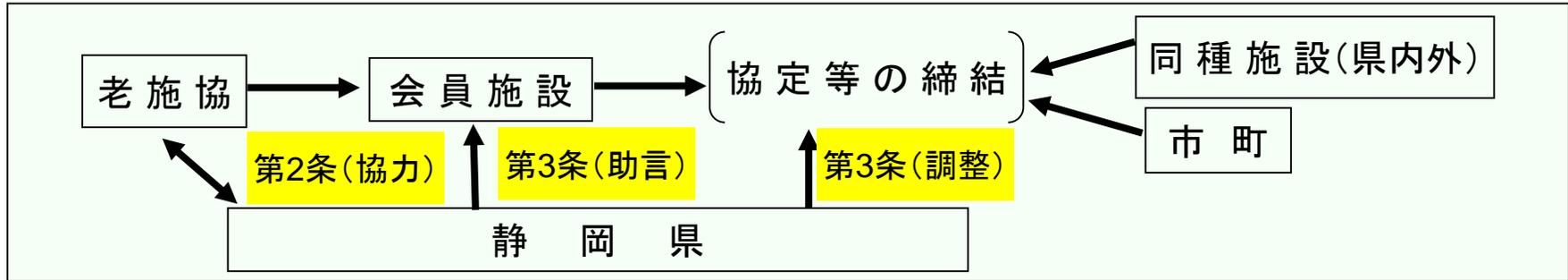
- **【静岡県 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（抜粋）】**
- （設備及び運営に関する基準）
- 第5条 第3条に定めるもののほか、法第88条第2項の条例で定める指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。この場合において、当該基準は、第3条に規定する基本方針を踏まえたものとしなければならない。

- **【静岡県 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（抜粋）】**
- （運営規程）
- 第26条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかななければならない。
 - (1)施設の目的及び運営の方針
 - (2)従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3)入所定員
 - (4)入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額
 - (5)施設の利用に当たっての留意事項
 - (6)非常災害対策
 - (7)その他施設の運営に関する重要事項

要配慮者利用施設における防災対策の推進

静岡県では、静岡県老人福祉施設協議会（老施協）との協定締結により、施設間や地域の連携による防災対策を推進

【協定締結のイメージ】



○静岡県老人福祉協議会（老施協）…会員297施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス等

【災害時における高齢者福祉施設サービス継続のための連携等に関する協定書（抜粋）】 締結者 静岡県老人福祉施設協議会（甲）、静岡県（乙）

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した時（以下「災害時」という）の高齢者福祉施設のサービス継続のため、施設間や地域の連携を促進するとともに、被災施設等への支援体制を構築することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（甲の役割）

第2条 甲は、甲の会員（以下「会員」という。）に対し、次の事項について協力を要請するものとする。

（1）会員は、静岡県内及び近隣県で介護環境を確保できる同種又は類似の施設（以下「同種施設」という。）間で、施設利用者の受入れや職員の派遣等経営資源の融通を内容とした連携協定（以下「連携協定」という。）の締結に努めること

（2）会員は、日頃から地域貢献活動等を通して自治会等と関係を深め、災害時には地域住民からの支援の受入れや避難所生活が困難になった高齢者等（以下「要援護者」という。）の受入れ等双方向の連携を行えるよう努めること

（略）

（4）会員は、災害時において、要援護者の受入れ、職員の派遣その他について、乙又は市町から要請があった場合には、できる限り受託するよう努めること。

（略）

（乙の役割）

第3条 乙は、同種施設間での連携協定の締結に係る指導、助言又は調整を行う。

2 乙は、同種施設間での連携協定の締結状況及び災害時における会員の派遣可能な職員数の登録を行う。

3 乙は、災害時において、市町等から介護職員等の派遣要請等があった場合には、甲及び関係機関等との調整を図るものとする。